正路さんが厚労大臣表彰に

民生委員を20年 村の福祉に貢献

村民生委員として20年間村の福祉に貢献された鳥居の正路正明さん（73）が、このほど厚生労働大臣表彰を受賞しました。

正路さんは、昭和61年12月から平成18年12月までの20年間、村民生委員・児童委員として福祉に対する深い理解と熱意を持って、活動してきました。

平成14年12月から4年間は同協議会副会長も務め、特にも、生活保護世帯の良き相談相手となり、献身的な活動を続けてきました。

正路さんは「最初のころは苦労しましたが、とにかく少しでも皆さんの心を和らげてあげられればと思い、20年間やってきました」と振り返っていました。

正路正明さん

米田キクさん、103歳 ますますお元気で

村最高齢者の米田キクさんが8月27日、入所先の特別養護老人ホーム「うねとり荘」（宇部由明施設長、入所者60人）で103歳の誕生日を迎えました。

米田さんは明治38（1905）年生まれで、白井出身。誕生会には、ご家族の皆さんや普代福祉会の野崎幸太郎理事長、野崎貞信保健福祉課長らが出席し、長寿の証や手形をかたどった記念色紙、花束などを手渡しました。

村最高齢の米田さん

わたしの主張 久慈地区大会 優良賞に正路君（普中3年）

第10回わたしの主張久慈地区大会（同実行委主催）が9月4日、普代中学校（後忠美校長、生徒91人）体育館で開かれ、「最後の仕事」と題して発表した同校3年の正路拓也君が優良賞に選ばれました。

同大会では久慈地区の中学生15人が発表。正路君は、自分たちが先輩から引き継いだ「野球さえ強ければいいのではなく、どこへ行っても恥ずかしくないチームであること。野球部が普代中の中心として生活面でも行事でも頑張っていくこと」という思いを後輩に引き継ぐことが自分の最後の仕事と発表し、後輩たちに訴えました。

堂々と発表する正路君

申告などには国民年金保険料の控除証明書を忘れずに！

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税の社会保険料控除の対象になります。

■申告するときの注意

国民年金保険料を社会保険料控除として申告するときは、毎年1月1日から12月31日までの間に納付（納付見込みを含む）した保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

この証明書は「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」（はがき）といって、社会保険庁から毎年11月上旬に送付されます。

証明の内容は、1月から9月30日までに納付した国民年金保険料の額と、年内に納付しなければならない見込みの額が表示されています。

10月1日以降に国民年金に加入した人には、翌年2月上旬に同様の証明書が送付されます。

■保険料は世帯で納付

保険料は、本人だけでなく、世帯主、配偶者も連帯して納付しなければなりません。ご家族の保険料を納付した場合は、その納付した額の全額が納付した人の所得税などの控除対象となります。年末調整などの手続きの際には、自分の社会保険料の額と合算して申告してください。

この場合、ご家族分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」も申告する人の申告書に添付する必要がありますので注意してください。

分からないことがありましたら、宮古社会保険事務所（☎0193―62―1963）へお気軽にご相談ください。

うねとり荘で敬老会

各地区でも長寿を祝う

約2時間歌や踊りを楽しみました

特別養護老人ホーム「うねとり荘」（宇部由明施設長、入所者60人）の敬老会が9月13日、同荘で行われました。

村の100歳になる佐々木トクエさん（田野畑村）、芦生トモさん（芦渡）の2人に記念品が贈られました。入所者や、ご家族の皆さん、デイサービス利用者など約150人が普代児童館園児の歌や踊り、てぼかい合唱団などの歌声、鵜鳥（うのとり）神楽などを鑑賞し、約2時間楽しいひとときを過ごしました。

また、今年は村主催の合同敬老会は行われなかったことから9月14日、15日などには、村の各地区では、それぞれの特徴を生かした楽しい敬老会が行われました。

14日の茂市公民館では、地区民約60人が参集し、旬のマツタケづくしの料理を前に、皆さんはカラオケで盛り上がっていました。

10月1日から 村営バス「フリー乗降」始めています

村は村営バス利用者へのサービスの向上と利便性を図るため、村営バスの停留所以外でも自由に乗り降りできる「フリー乗降」（国道45号を除く）を10月1日から開始しました。

村営バスに乗るときは、安全な場所ではっきりと手を挙げて合図をしてください。バスを降りるときは、早めに降りる場所を運転手に口頭で合図してください。

なお、交差点や横断歩道の近く、急カーブ、道路の狭い場所など危険な場所での乗り降りはできませんので、ご注意ください。また、全路線でそれぞれ国道45号沿いが禁止区間となっています。

国道以外の道路でバスの後を走行するときは、一般車両の皆さんも気を付けるようお願いします。

1万㎡以上の土地取引後は役場に一声お願いします!!

国土利用計画法では地価の高騰を抑えたり、乱開発を防ぐために、一定以上の大規模な土地取引には届け出制を設けています。山林などの売買などで1万㎡以上を超える場合は役場総務課（☎35－2111、内線113）までお知らせください。

■届け出が必要な土地は？

村の場合は1万㎡以上の土地が対象で売買、交換、営業譲渡、代物弁償、現物出資、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権、買戻権などで届け出が必要になります。

■届け出は契約2週間以内

土地取引の契約（予約を含む）をしたときは、権利取得者（売買の場合であれば買い主）は、契約を結んだ日から2週間以内に役場総務課に届け出をしてください。届け出事項、提出する書類は次のとおりです。

◆**届け出事項**…①契約当事者の氏名・住所②契約締結の年月日③土地の所在地と面積④土地に関する権利の種別と内容⑤取得後の土地の利用目的⑥土地に関する権利対価の額

◆**提出する書類**…①届出書②土地取引の契約書の写しかこれに代わるその他の書類③土地取引を明らかにした縮尺五万分の一の地形図④土地とその付近の状況を明らかにした図面⑤土地の形状を明らかにした図面（届け出用紙は市町村の国土利用計画法担当窓口（村では総務課）にあります。

■届け出をしないと…

土地取引の契約（予約も含む）をした日から2週間以内に届け出をしなかったり、偽りの届け出をすると6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

村でも年に数件の1万平方㍍の土地取引がありますが、この届け出制度を知らないことで、何度も役場に出向いてもらったりとか書類の不備などで時間を取らせることがありますので、役場総務課にご一報ください。